

現代ロシアにおける犯罪・非行研究の展開と傾向

—定期学術雑誌を事例に—

比較教育社会学コース 船岡康江

Some aspects of the study of crime and juvenile delinquency in Russia of a social change
— Using fixed scholarly journals —

Yasue FUNAOKA

This paper attempts to show tendencies of the study of crime and juvenile delinquency in Russia before and after the Soviet Union Collapse. I describe the following: (1) to clarify changes of research topics (2) to clarify writer's educational background and occupation (3) to show variables of causes of delinquency (criminological theories) to consider the relation of the framework of knowledge and society. The data based on three Russian fixed scholarly journals.

目次

- I はじめに
- II 犯罪・非行研究の展開と傾向
 - A 犯罪統計データ
 - B 犯罪・非行研究を対象とする学術雑誌
 - C 研究対象の傾向—大人(犯罪)・子ども(非行)別—
 - D 研究対象の傾向—テーマ別—
 - E 犯罪・非行研究者の「学位」と「職」
- III 犯罪・非行の原因論
- IV おわりに

I はじめに

本稿は、ソ連解体前後の約30年間(1970(一部1980)年から2000年)を中心に、定期学術雑誌を事例として、ソビエト—ロシアにおける犯罪・非行研究がどのように展開してきたのかを把握し、主な傾向を明らかにする。

犯罪・非行は、ソビエト—ロシアの学術研究においても、大きな社会問題のひとつとして知識人(研究者)の興味・関心を引きつけ、常に、議論が展開されてきた。「犯罪の死滅」を謳った社会主義国家においても、すでに明らかとなっているように、犯罪・非行は社会的現象として存在するものであると認識されていた。そして、ソ連解体を経た現在、大きな変動期を迎える

ロシア社会では、犯罪・非行は、よりいっそう積極的に取り組まれる研究課題のひとつとなっている。

さて、「犯罪・非行研究」を対象とすることの意義は、どこに求めることができるだろうか。特に、現代のロシア社会が経験するような、大規模な社会変動期にあつては、非常に明確な形をとった善やモラルの体系がない。このとき、社会改革は、「理想の実現」ではなく「絶対的な悪の削減」という視点から展開される可能性がある。この意味において、犯罪・非行をめぐる研究の知のありようは、未来の社会設計のありように、大きな影響を及ぼすものであろう。もちろん、この重要性は、社会の変動期に限定されるものではない。そもそも、犯罪・非行をめぐる研究には、知識人(研究者)たちが、自己の生きる社会のひずみの部分をいかに認識しているのかが表現されている。そこには、社会改革において重要な役割を担っている知識人(研究者)が、何を社会問題と認識し、どのような正当化の手続きを踏み、そして、その社会のひずみの部分をいかに修正しようとするのか、を知るための大きな手がかりが潜んでいるものと考ええる。

本稿は、ソビエト—ロシアにおける犯罪・非行研究の傾向を明らかにすることを目的とするが、もちろん、ここで取り扱える範囲は限定的であることから、現代ロシアにおける犯罪・非行研究の全体像を描き出すことはできない。従って、これらのデータはひとつの事例として、認識するべきである。ここで描き出された

データの特徴は、今後の研究において、解釈がなされたり、全体の中に位置づけられたりして、様々な側面が強調されることになるだろう。

ここでは、まず、ソビエト-ロシアの犯罪統計の公開状況を概観する。次に、さしあたり重要な情報として、雑誌論文における研究対象の動向をテーマ別、ならびに、犯罪(大人)・非行(子ども)別に眺め、さらに、論文執筆者の教育的背景ならびに職業を明らかにする。最後に、知識人による犯罪原因をめぐる言説について考え、今後の課題へとつなげたい。

II 犯罪・非行研究の展開と傾向

A 犯罪統計データ

周知のとおり、ソビエト犯罪学は、1930年代から1950年代半ばにかけて、政治的な理由により学術的研究が制限されていた。このことは、公式犯罪統計の取り扱いにも、大きな影響を与えている。しかし、ペレストロイカによる情報公開政策を転機として、現在では、ロシア連邦の犯罪統計の公表が積極的に進められており、数種類の統計集が出版されている。ここでは、犯罪状況の詳細を述べることはできないが、いくつかの犯罪統計集と犯罪統計を取り扱う研究を紹介していきたい。

公式統計データとしては、『犯罪と法違反(いわゆる「犯罪白書」)』が、ロシア連邦内務省中央情報センターより、1990年以降、毎年出版されている¹⁾。ここでは、ロシア連邦における1976年以降の犯罪件数(1991年版)、ならびに、1987年以降の罪種ごと、および、地域ごとの犯罪状況を確認することができる。また、2000年には、内務省付属研究所より、1971年以降の犯罪統計をベースとした、ロシア連邦における犯罪状況の動向と予測に関する報告書が出されており²⁾、ソビエト時代のロシアにおける犯罪のおおまかな状況を眺めることができる。また、ロシア連邦内務省のホームページでは、犯罪統計の詳細が、毎月、追加・更新されている。

少年犯罪・非行についての統計は、各年の『犯罪と法違反(犯罪白書)』のなかで独立した章が設けられており、ロシア国内での少年犯罪の数が、ソ連解体前の1987年までさかのぼって確認することができる(全体数は1980年まで)。このほか、定期的ではないものの、『ロシアにおける少年犯罪(少年犯罪白書)』³⁾が出版されており、ここでは、1989年以降についての犯罪・非行少年の社会的属性が明らかにされている。

また、特定の地域に焦点を当てた研究や統計の公開

も進んでいる。例えば、首都モスクワを対象とした犯罪統計に関して、ソビエト犯罪学者 Gernet. M. N. によって1924年にまとめられた統計集の復刻版が1994年に出版されたほか⁴⁾、ロシア犯罪学者の Kyznetsova N. F. は、1923年と1968/69年のモスクワにおける犯罪を対象として、比較研究を行っている⁵⁾。さらに、1975年以降のモスクワにおける犯罪件数と人口比などを含む詳細についての報告書が、1994年に UNICRI (国連地域間司法犯罪研究所)から出版されるに至った⁶⁾。

このように、ソビエト-ロシアの犯罪の統計的実態の歴史は、徐々にではあるが、浮き彫りになりつつある⁷⁾。

B 犯罪・非行研究を対象とする学術雑誌

現在、ロシア国内で犯罪・非行研究を取り扱う定期学術雑誌は、法(犯罪)学、社会学、教育学などのそれぞれの分野を代表するものがある⁸⁾。このうち、少年非行を含む犯罪・非行研究を対象とし、かつ、代表的な総合雑誌であることを基準に、いくつかの定期学術雑誌を選び出し⁹⁾、量的に動向を把握しながら、そこで展開される犯罪・非行研究の傾向と特徴について明らかにしていきたい。

今回、検討対象としたのは、以下、三点の雑誌である。以下の雑誌の編集側に対して、電話もしくは面会によるインタビューを行った。この結果、いずれの雑誌についても、ソビエト連邦崩壊前後で、雑誌編集側による雑誌編集上の原則には、特に変化がないことを確認している。

1) Воспитание школьников (「生徒のしつけ」) 1966年創刊/年10回発行 ロシア文部省が発行先、“Школа-Пресс”(学校出版)が編集・出版を担当する。学校出版は、文部省関係の出版物を中心に、教育関係の雑誌や学校教科書などまで広く取り扱っている。文部科学省が発行先となっているため、比較的に政策寄りの総合雑誌ではあるが、編集者によれば、雑誌編集の原則は政府の方針に大幅に左右されることはない。また、論文の投稿に際して、特に制限・資格を設けていない。さまざまな教育問題と並んで、子どもの逸脱問題も等しく扱う、伝統ある学術雑誌のひとつである。学校教育に携わるすべての人、特に、親や教師を読者として想定している。

2) Педагогика (「教育学研究」) 1934年創刊/年10回発行 教育学系の定期学術雑誌のなかでは、1934年創刊ということで、最も伝統があるといえる。発行・

編集はロシア教育アカデミーが行っている。この雑誌は、国内外の教育をめぐる全領域を対象としており、教育学理論と方法論を中心として、子どもの学習とつけの問題に関わる研究成果が発表される。主に、学術研究者を読者として想定している。

3) Социологические исследования (「社会学研究」)1974年創刊/年12回発行 社会科学系の雑誌であり、発行先はロシア科学アカデミー社会学・法学・心理学・哲学部門ならびに経済団体連合会である。科学アカデミー社会学部門から発行されている唯一の定期学術雑誌であり、社会学系を代表する学術雑誌である。社会学にかかわるテーマ全般を対象としており、逸脱研究も等しく扱っている。論文の投稿に際しては、特に制限は設けていない。主に、学術研究者を読者として想定している。

分析に際しては、これらの雑誌三点から、各年度の最終号に添付される、該当年度に掲載された論文一覧より、犯罪・非行に関する論文であると確認できるもの、さらに、この論文一覧のタイトルより、関連する論文ではないかと推測し、実際に論文に当たってみたとき、上記の問題群に関する言及のあった論文を選出した。抽出できた総論文数は235本、総執筆者数は304名である。

また、情報を整理する時代区分としては、①1970年～1974年(19本27名) ②1975年～1979年(10本10名) ③1980年～1985年(36本41名) ④ペレストロイカの時期にあたる1986年～1991年(75本105名)、ソ連解体以降の⑤1992年～1996年(43本57名) ⑥1997年～2000年(52本64名)、を用いている。

C 研究対象の傾向—大人(犯罪)・子ども(非行)別—

ここでは、1980年以降の状況を中心に、大人の犯罪をめぐる研究論文と子どもの非行をめぐる研究論文に区分して、犯罪・非行研究の動向を眺めたい。

図1は、ロシアの犯罪件数について、犯罪件数総数と少年犯罪(非行)件数を示している。図2は、抽出した論文のうち子どもの非行にかかわる論文、図3は抽出した論文のうち大人の犯罪にかかわる論文の数を示している。

第一に、論文数と犯罪件数の推移から、犯罪の実数と論文数の量的な関係には、厳密な整合性が必ずしもないことがわかる。特に子どもの非行に関する論文と少年犯罪(非行)件数を比べてみると、犯罪件数が落ち着きを見せている1980年から1985年、そして、犯罪件数の増加が始まった1986年から1991年にかけて、論文

図1 ロシアの犯罪件数の推移

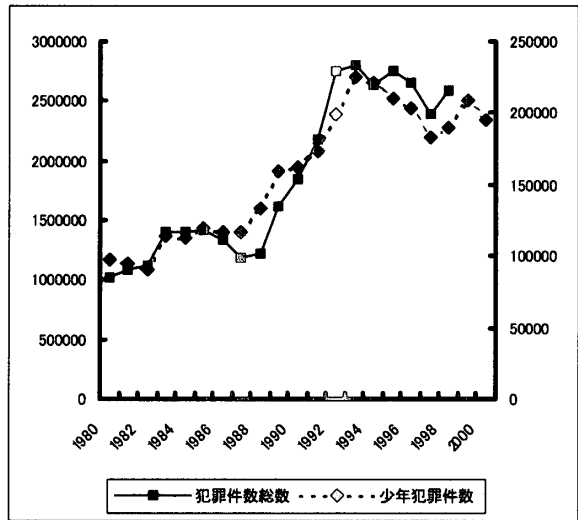


図2 少年非行に関する論文数の推移

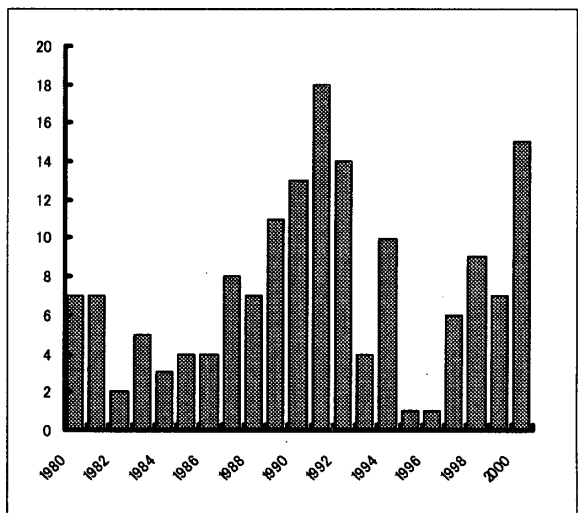
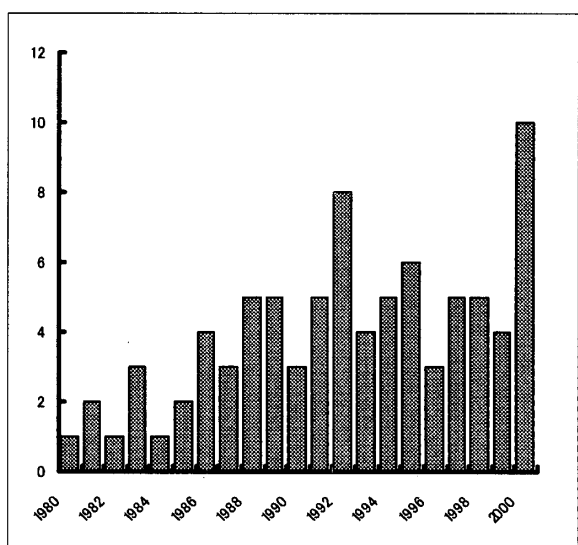


図3 成人犯罪に関する論文数の推移



* 図2と図3の論文の抽出方法について、一本の論文中で、大人の犯罪と子どもの非行の両方が言及されている場合、それぞれ1として数えている。

数は犯罪の実数に比例するような傾向をみせている。ところが、ソ連解体直後、特に、1992年から1996年頃に社会がもっとも混乱した時期には、犯罪件数とは反比例するように、論文数が減っている。そして、ソ連解体から時が経つにつれ、論文数は増加に転じている。

第二に、第一の点とかわかって、大人の犯罪にかかわる論文数と子どもの非行にかかわる論文数の増減には、異なった動向がみられる。図2と図3を比較すると、子どもの非行をめぐる論文は、ペレストロイカの時期に増加し、ソ連解体直後には、急激に減少している。一方、大人の犯罪をめぐる論文は、ペレストロイカ期にそれほど急激に増えているわけではない。また、子どもの場合とは異なって、ソ連解体直後に論文数が減少することなく、一定した傾向を示している。つまり、大人の犯罪にかかわる研究と、子どもの非行にかかわる研究とは、ほぼ逆の傾向を確認することができる。

このことは、犯罪や非行が語られる際に、たびたび公的統計が利用されるにもかかわらず、何らかの他の条件がかかわって、公式統計の動向とは異なって構築されている可能性を示唆するものである。犯罪や非行への社会的な視線が、社会的文脈にのせて変化していることを裏付けるものであろう。

D 研究対象の傾向—テーマ別—

ここでは、論文を、「犯罪・非行」内部のテーマごとに眺め、その傾向を明らかにしたい。表1は、テーマ別の論文数の推移を示したものである。

全体として、テーマが多様化していることがわかる。こうしたなか、研究対象としてクローズアップされたいくつかのテーマを眺めてみよう。

まず、諸外国にかかわる犯罪・非行研究について具体的にみてみたい。「諸外国の犯罪状況」では、資本主義社会における薬物使用や少年犯罪のほか、飲酒問題が取り上げられている。また、「理論紹介」には、R.マーソンのアノミー論(3本)とE.ゴッフマンによるステイグマ概念の紹介が含まれる。ソ連解体以降に、新たな知の枠組みが流入していることを指し示すものと言えるだろう。

次に、ペレストロイカ期を境にクローズアップされた問題で、量的に最も大きな変化があるのは、「薬物乱用」の問題である。そもそも「薬物」は、資本主義社会に典型的であるとされた問題である。このことは、学術研究にも少なからぬ影響を与えたであろう。薬物をめぐるのは、1950年代後半から、ごく一部の分野、例

表1 テーマ別の論文数の推移

	1970 1974	1975 1979	1980 1985	1986 1991	1992 1996	1997 2000
喫煙			3	1		1
飲酒	4	3	15	18	4	8
薬物乱用	3			19	7	18
犯罪・非行一般	10	6	22	34	21	19
組織犯罪	1		2	7	2	2
買売春				5	1	6
外国の犯罪状況			3		1	
取締り機関	1	1	3	2	1	4
刑法			1		2	1
処遇				2	2	
裁判員制度						2
外国理論紹介					4	
翻訳論文				1		
理論研究				1	2	
被害者学					1	3

* 飲酒、薬物、犯罪・非行一般、買売春の四つのテーマについては、一本の論文中で二つもしくはそれ以上のテーマに言及されている場合、それぞれ1として数えている。

えば法学や医学的な視点からの研究はすでに行われており、また、1960年代後半から1970年代前半にかけて、グルジア地方を対象とした薬物使用の実態についての研究調査が行われていた。しかし、それ以外の分野では、具体的に研究されていなかったのである。(表1の1970~74年の3は、いずれも法(犯罪)学者によるもの)ペレストロイカ以降に薬物問題をテーマとする研究論文では、この点について、特別に言及しないものもあれば、新しいタイプの逸脱であるとして、飲酒、窃盗、無頼という伝統的な逸脱形態と対置させるものもある。その一方で、事実を隠蔽し、薬物問題を研究することに対しては自粛と沈黙が余儀なくされたことを指摘するものもある。

また、新たにクローズアップされたテーマのひとつとして「買売春」が挙げられる。買売春をめぐる研究は1920年代までは積極的に行われていたが、その後、社会主義社会においてはすでに根絶された社会現象であるとみなされたため、1970年代に入るまでの間は、ほとんど研究対象とされることがなかった。1980年代に入るとようやく、実証研究が積極的に進められることになる。

さらに、近年では、「組織犯罪」「取締り機関」「刑法」「処遇」「被害者学」なども、教育学や社会学系の雑誌における犯罪・非行研究において、継続的に取り組まれるテーマとなりつつある。

以上のように、研究テーマの大きな変化も、現代ロシアにおける犯罪・非行研究のひとつの特徴的な傾向となっている。

E 犯罪・非行研究者の「学位」と「職」

ここでは、論文執筆者を、①「学位」②「職業」という視角から眺めてみたい。

第一に、論文執筆者の学位・専攻ごとに分類し、量

表2 論文執筆者の学位・専攻の変化

	1970 1974	1975 1979	1980 1985	1986 1991	1992 1996	1997 2000
教育学博士	1		1	3	1	3
教育学 Ph. D		1	3	9	5	
教育学系院生	1			6		1
法学博士		4	2	5	5	
法学 Ph. D	9		4	13	11	6
法学系院生	1			1	4	
医学博士			4	2	1	3
医学 Ph. D				3	1	9
生物学博士						
生物学 Ph. D			1			
心理学博士		1	1	2		
心理学 Ph. D				4	1	1
哲学博士				6	3	2
哲学 Ph. D			3	11	7	12
哲学系院生						1
社会学博士			2			3
社会学 Ph. D					1	2
社会学系院生					2	
経済学博士						2
経済学 Ph. D			1	1		
政治学博士				1		
化学博士				1		
歴史学 Ph. D	1				1	3
文学 Ph. D				1		
工学博士				1		
不明・なし	14	4	19	35	14	16

的な推移を示したのが図4である。専攻はそれぞれ、①教育学系②法(犯罪)学系③自然科学系(医・生物・心理学系)④哲学系⑤社会科学系(経済・政治学)⑥その他⑦不明・なし、に分かれる。

表3 論文執筆者の職の変化

	1970 1974	1975 1979	1980 1985	1986 1991	1992 1996	1997 2000
科学アカデミー関係			2	7	9	6
国家と法研究所			2		4	
社会学研究所				4	3	2
その他				3	2	4
教育アカデミー関係	1		3	19	2	
教育学系	1		2	10		
心理学、生理学系			1	9	2	
高等教育機関関係	2	1	10	19	14	18
文部科学省関係	3		1	3	2	
省職員、教員	3		1	3	2	
内務省関係	1	2	10	23	16	13
省職員、軍警察関係者	1	1	4	5	1	0
省付属研究機関		1	6	18	15	13
内務省アカデミー		1	6	7	3	5
内務省付属研究所				7	7	5
検察庁関係	17	3				
庁付属研究機関	17	3				
保健省関係			1	6	1	8
省職員				6	1	7
省付属研究機関			1		0	1
メディア、出版社				9		
医療(研究)機関			4	4	2	9
その他公的機関	1		1	1	0	1
社会团体				2		2
その他		2	0	1		0
不明	2	2	9	11	11	7

図4 論文執筆者の学位・専攻の推移

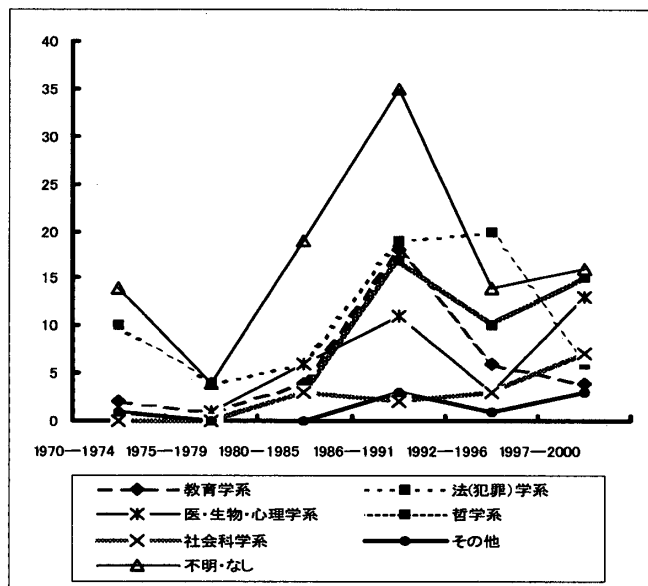
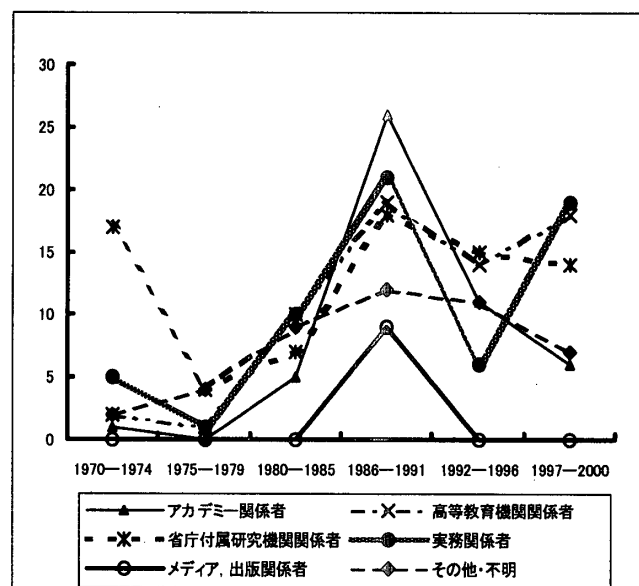


図5 論文執筆者の職の推移



第二に、論文執筆者の職、すなわち、執筆当時どのような機関に所属していたのか、どのような職業についていたのかを分類し、量的な推移を示したのが図5である。職業はそれぞれ、①アカデミー関係者②高等教育機関関係者③省庁付属研究所関係者④実務関係者(省庁職員・医療関係者・その他公的機関職員)⑤メディア・出版関係者⑥その他・不明、に分かれる。

これらの傾向から、主として、大きく三つの特徴を導き出すことができる。

第一に、1970年代には、省庁付属の研究所に所属する犯罪学者が、犯罪・非行研究のなかで大きな位置を占めているという、犯罪学者全盛の時期があった。

そもそも、この特徴は、1950年代後半以降に本格化した犯罪学の復活の動きと、密接にかかわっている。前述したように、その活動が事実上停止した状態であった時期を経て、1950年代後半に、一部のソビエト犯罪学者の間で、犯罪学の必要性について叫ばれるようになった。その後、1960年代に入ると、犯罪研究が制度的に再編成されることになる¹⁰⁾。こうした動きにおいては、犯罪学者が主に先導的な役割を果たしていたことから、1970年代には、犯罪・非行研究において、犯罪学者や内務省付属研究所に属する研究者が、中心的であることが理解できるだろう。

第二に挙げられるのは、第一の点とかかわって、論文執筆者の「学位」と「職」が多様化する傾向である。

1980年代に入ると、犯罪・非行研究は、犯罪学者の間だけにとどまらず、教育学者や哲学者をはじめとする、広い分野の専門家たちによって進められるようになる。1980年代は、このうち、法(犯罪)学者を中心に、教育学、自然科学系(医学、心理学など)の学位取得者が、上位にランクするようになっている。ソ連解体以降では、特に、自然科学系の学位取得者が、それぞれ20%に近い水準で、また、最近では、1980年代から徐々に犯罪・非行研究に取り組み始めている哲学者が、執筆者のなかで、確実にその地位を確立し始めていることがわかる。全体としてみれば、法(犯罪)学者以外による犯罪・非行研究は、現代ロシアでは、比較的最近の傾向であることがわかるだろう。

また、同じく1980年代に入ると、省庁付属の研究所に所属する研究者と並んで、高等教育機関の教官・教員やアカデミー関係者ら、いわゆる学者層でも、犯罪・非行研究が積極的に進められるようになる。特に、ペレストロイカ期になると、アカデミー関係の研究者が、執筆者全体に占める割合を増加させているほか、メディア関係者による執筆が目立つのも、この時期の大きな

特徴と言える。ソ連解体後は、1980年代に比べて、アカデミー関係者による執筆が減った一方で、実務系の執筆者が、再び大きな役割を占めるようになっている点が特徴的である。

そして、論文執筆者の学位と職の変遷から、やや方法論へと視点が移るが、大きな特徴として第三に挙げられるのは、実証主義の復活である。ソビエト犯罪学を歴史的に眺めると、1930年頃までに、<実証主義全盛の時代>が存在した¹¹⁾。しかし、その後のソビエト犯罪学は、犯罪統計の問題とも密接に絡み合い、また、実証研究そのものに疑問が投げかけられる雰囲気があった¹²⁾。他方、「根絶されない」犯罪を目の前に、ソビエト犯罪学者たちは、ソビエトの社会的現実と適合する、ブルジョワ社会の現実を構成する理論とは異なった、独自の犯罪理論を展開しようと試みる。したがって、どのような犯罪理論を打ち立てるのか、すなわち、理論研究が研究の中心的課題となったのである。このため、実証的な犯罪研究が、学術雑誌に登場する機会はほとんどなかったといえる。しかし、現在では、自然科学系の執筆者の数が伸びたほか、人文科学系の研究者らが、実証研究に転じ、犯罪統計データを積極的に用いて、犯罪を語り始めている。

III 犯罪・非行の原因論

ソビエト犯罪学が、ソビエト社会における犯罪の原因を説明する枠組みとして体系化した代表的な理論は、「過去の残滓」論である(上田、1985年、p.175, 181~182, 219~221)¹³⁾。この理論は、1920年代末期には、ソビエト犯罪学を代表する人物の一人であるGertenzon A. A.によってすでに提唱されていたものである¹⁴⁾。ソビエト犯罪学が制度的な復活を遂げた後の1960年代に、最も主流となった理論である。この理論は、資本主義的な生産関係がないソビエト-ロシア社会では、一体どのような原因によって犯罪が引き起こされるのかという疑問に端を発しており、犯罪の原因が、ソビエト-ロシア社会の内部ではなく、社会の外部に求められている点に最も大きな特徴がある。Gertenzon A. A.は、ロシア革命後の「古いものと新しいものとの葛藤」を問題視することで、「特に農村では、ソビエト社会に生まれた若者でさえも、古い生活習慣を内面化しており、経済発展に文化の発展が伴わず、旧体制下(資本主義)にみられる犯罪の法則性が確認できる」と述べている。この結果、犯罪原因の分析は、「残滓」の概念に依存することによって、「人々の意識や

行動の中に、資本主義時代の文化・慣習・世界観が残っている」という方向に収斂していった。

さて、ここでは、犯罪や非行を研究する専門家・知識人が採用する、「犯罪・非行を説明する知の枠組み(犯罪原因論)」について、既存の原因論を踏まえつつ考えてみたい。

既存の「犯罪・非行の原因論」の構造は、基本的に、二つのレベルに大別できる。

第一のレベルは、なぜ犯罪・非行が発生もしくは増加するのかを説明するモデルとしての「統制理論」「動機(緊張理論)」「文化理論」である。

まず、「統制理論」は、なんらかの要因によって、社会の連帯と秩序の維持にかかわる社会制度が解体・崩壊・空洞化し、この結果、犯罪の統制が困難になるために、犯罪が発生もしくは増加する、というものである。社会解体論(デュルケム)の考えに依拠したこの論理は、観念(人)と組織(社会や社会制度)という二つの側面が崩壊することで、フォーマルなコントロールの源が、人々を善への行動に導く力を失ってしまうことに力点が置かれている。一般に、統制理論として考える場合、犯罪者については性悪説が唱えられているが、統制しなければならない犯罪の背景には、個人の病理性的要因・発達心理学的要因・個人のモラルなどがある。

次に、「動機・緊張理論」では、なんらかの社会的な格差があるために、あらゆる機会と手段の分配に不平等が生じている場合、外部に対する内部反応としての「動機」が発生する、とされる。この動機の種類は、社会心理学的な概念を中心とした「不満」「不安」などが含まれている。外部環境に対する反応であるため、通常、性善説がとられている。これらは、排除と疎外という状態を生み出す。

最後に、「文化理論」では、模倣や学習、ならびに、相互作用によって、特に犯罪性の高い文化が、なんらかの媒介によって、形成・伝達される、とされる。タルドに代表される模倣や、その他、学習の概念が主要なものである。影響や伝達というプロセスに力点が置かれている。さらに、人格という側面が強調される場合、外部からの、なんらかの作用によって、犯罪性をもった人格が形成されることに力点が置かれる。

第二のレベルとは、どこに問題があるのかを指し示す、犯罪・非行の「要因」である。

ここでの「要因」は、例えば、「政治・経済・社会体制」「地域社会や諸集団(家庭・学校)の特性」「個人」に求められる。説明モデルとは異なって、ここでは、これら

そのものに内在する問題性(例：貧困・失業、離婚、成績など)が追求される。これらの犯罪要因は、いわゆる、マクロな実証研究などに用いられる調査項目といった分析上の変数として認識されたり、質的調査におけるフィールドや事例として認識されたりすることもある。

さて、これら犯罪・非行の原因論の二つのレベル、すなわち、ある説明モデルとある要因とを組み合わせることにより、説明枠組みとして論理的に体系化されたものが、いわゆる「理論」である。ここで最も重要なのは、この「説明モデル・論理」と「要因」の両者は、自由な組み合わせを取ることが可能であり、時代によって「説明モデル・論理」が変わっても「要因」が変わらないこともあれば、その逆も起こりうる。また、両者が同時に変わることもあるということである。例えば、先述の「過去の残滓」を例に挙げて考えてみると、「要因」に該当するのは「資本主義文化」であり、説明モデルに該当するのは、「文化伝達・葛藤論」ということになるだろう。

このように、犯罪・非行は、社会的文脈によって、なぜこれらの行為が発生するのかについて、さまざまに語られる。つまり、犯罪原因論とは、知識人が、それぞれの「社会のひずみ」をどのように認識しているのかが、言説という形をとって現れたものである。そしてこれは、時代の社会的文脈、犯罪・非行を語る人などによって、さまざまに語られていくのである。

IV おわりに

本稿を通じて、論文執筆者の「学位」と「職」、テーマ別の論文数、大人・子ども別の論文数といった項目から、現代ロシアにおける犯罪・非行研究の展開と傾向を明らかにしてきた。最後に、犯罪・非行の原因論とかわかって、今後の課題のひとつとしての犯罪・非行の原因論をめぐる言説分析の可能性を指摘したい。

現代ロシアでは、中央管理制度から国民経済の市場経済制度、全体主義から個人主義、絶対的国家イデオロギーが支配した政治における多様性を尊重する民主主義への移行など、1986年-1991年のペレストロイカを経てソ連解体後の社会改革へと、社会全体を包括する変動期を迎えている。こうしたなか、犯罪の実態のありようのみならず、犯罪・非行を語る知の枠組みも、大きく変化していると思われる。ロシアの知識人(研究者)は、ソビエト社会における犯罪・非行をどのように語り、また、社会の大規模な変革を受けて、犯罪・

非行の語り方を、どのように変えていったのだろうか。犯罪・非行を、どのように正当化しようと試みているのだろうか。今後はこの点に着目して、犯罪・非行の原因をめぐる言説の編制と編制の論理、そして、その変遷を考えていくことが必要である。

本稿で眺めてきた現代ロシアの犯罪・非行研究の展開と傾向を踏まえ、いくつかの分析指標の設定が可能である。例えば、第一に、子どもの非行の原因論を相対化して考えるためにも、大人の犯罪にかかわる原因論と、子どもの犯罪・非行の原因論を、対比させて検討する必要があるだろう。第二に、子どもの非行の原因論を、家庭・学校・地域社会といった、多様な子どもの社会化制度の相互的な位置づけと関係性の点から、論じることが必要である。第三に、さまざまな言説の生産者が、それぞれどのような視点から問題を論じているのか、言説の重層性を踏まえることも必要があるだろう。

こうした作業を通じて、子どもの社会化や教育(改革)の問題を、犯罪・非行という社会の裏側の問題、それをめぐる知識人の言説、という視点から考えることが重要ではないだろうか。

(指導教官 広田照幸助教授)

注

- 1) 'Преступность и правонарушения : статистический сборник', -М.: Главный информационный центр МВД Российской Федерации. (「犯罪と法違反(犯罪白書)」ロシア連邦内務省中央情報センター)。その他の統計集には、'Состояние преступности в России за ... год', -М.: Главный информационный центр МВД РФ (「ロシアの犯罪状況(各年)」ロシア連邦内務省中央情報センター)などがある。
- 2) Криминогенная ситуация в России на рубеже 21 века' Под общ.ред.: Гуров А.И.-М.: Изд-во. ВНИИ МВД России. 2000 (Gurov A.I.編 2000「21世紀を迎えるロシアの犯罪状況」内務省犯罪研究所)
- 3) 'Преступность несовершеннолетних в России 1992-1996', Главный информационный центр МВД Российской Федерации. 1997(「ロシアの少年犯罪1992年-1996年」ロシア連邦内務省中央情報センター1997)
- 4) Гернет М.Н. 'Преступный мир Москвы.', -М. 1924, 1994(Gernet M.N. 1924,1994,「モスクワの犯罪世界」)
- 5) Кузнецова Н.Ф. 'Сравнительное криминологическое исследование преступности в Москве в 1923-1968/69', -М. 1971. (Kuznetsova N.F. 1971「モスクワにおける犯罪の比較研究-1923年と1968/69年-」)
- 6) 'Crime and Crime Prevention in Moscow', UNICRI Publication №52, Rome, 1994.
- 7) この他、ロシア第二の都市、サンクトペテルブルグにおける逸脱行動を対象とした研究には、いずれも1930年以前を対象としたものであるが、一部犯罪統計を使用したものとして、松井康浩(1999)「青年労働者やコムソモール員に広がる社会的「病理現象」」【ソ連政治秩序と青年組織：コムソモールの実像と青年労働者の社会的相貌1917-1929年】九州大学出版会, Neuberger J. 1973, 'Hooliganism: crime, culture, and, power in St. Petersburg, 1900-1914', University of Calif. Press, (Studies on the history of society and culture, Victoria E. Bonnel and Lynn Hurt, editors; 19), また、長谷川毅(1989)「ロシア革命下ペトログラードの市民生活」中央公論社は、犯罪にかかわる新聞記事を用いて、革命後ペテルブルグの様子を描き出している。
- 8) 本稿で取り扱う以外に、犯罪・非行研究を対象とした代表的な学術雑誌には次のものがある。Человек и закон, Министерство юстиции СССР. -М. (「人間と法」ロシア連邦法務省), Преступление и наказание, МВД Российской Федерации. -М. (「罪と罰」ロシア連邦内務省), Российская юстиция, -М., Министерства юстиции Российской Федерации (「ロシアの司法制度」ロシア連邦法務省), Государство и право, -М., Институт государства и права, Российская академия наук (「国家と法」ロシア科学アカデミー国家と法研究所)など。
- 9) 本稿で分析対象とする定期学術雑誌は、逸脱研究に従事するロシア人研究者ならびに実務家へのインタビューによって、推薦が挙げられたものである。インタビュー対象者は、法学および犯罪学から2名(大学講師, 研究所職員), 教育学から2名(大学学部長, 大学助教授), 社会学から1名(大学教授)。また、これらの学術雑誌は、ロシア連邦国会図書館で開架に置かれているなど、一般性の高さも考慮にいられた。
- 10) この当時のソビエト犯罪学内の動向をめぐる研究として、Juviler P. (1973) 'Crime and its study', Soviet Politics and society in the 1970', edited by Henry W. Morton and Rudolf L. Tokes, New York: The Free Press.; Solomon P. H., Jr. (1978) 'Soviet Criminologists and Criminal Policy Specialists in policy-making', the Macmillan Press Ltd. Columbia University Press.; 上田寛(1985)「ソビエト犯罪学史研究」成文堂, などがある。
- 11) Остроумов С.С. 'Преступность и ее причины в дореволюционной России' -М.: Изд-во. МГУ. 1970 (Ostroumov S.S. 1970「革命前ロシアにおける犯罪とその原因」)を参照のこと。
- 12) ソビエト犯罪学では、ブルジョワ犯罪学を批判する理由のひとつとして、実証研究が挙げられている。こ

- の問題は, Кудрявцев Н.Ф. 1984 'Проблемы криминологической детерминации' -М. (Kudriavtsev N.F. 1984 『犯罪学決定論の諸問題』) が詳しい。
- 13)このほか, 稲子恒夫 1965 『ソビエト法入門』法律文化社 39~40頁を参照。また, ソビエト・ロシアの犯罪研究における原因論については, Ostroymov S.S. 前掲書(1970)が, ロシア革命以前の犯罪研究における原因論の展開と, 犯罪学内部での対立・葛藤を論じているほか, P.Hollander 1969 'American Society and Soviet Society: A Reader in Comparative Society and Perception (ホルンダー P. 1972 『アメリカ社会とソビエト社会 I, II』鹿島研究所出版会) は, 1960年頃のソビエト・ロシア犯罪研究における原因論について紹介している。
- 14) Герцензон А.А., 1928, Основные тенденции динамики преступности за 10 лет, *Советское право*, №1 с.69-85 (Gertsenzon A.A. 1928 最近10年間における犯罪状況の基本的な傾向について『ソビエト法』№1 69-85頁)

参考文献

Connor W.D. 1972 'Deviance in Soviet Society Crime, Delinquency, and Alcoholism' Columbia University Press.

Finckenaue J.O. 1995 'Russian youth: law, deviance, and the pursuit of freedom' New Brunswick, N.J.: Transaction Publishers.

星野周弘 1981『犯罪社会学原論』立花書房

菊田・西村編 1982『犯罪・非行と人間社会—犯罪学ハンドブック』評論社

黒川 慧 1976 ソビエトの性の諸問題 青少年問題 青少年問題研究会 23(3)

—— 1974 ソビエトの非行少年の矯正 青少年問題 青少年問題研究会 21(1)

—— 1972 ソビエト社会と非行の変遷 青少年問題 青少年問題研究会 19(8)

—— 1961 ソビエトの非行少年矯正施設 青少年問題 青少年問題研究会 8(3)

宮崎昇 ソビエトにおける少年犯罪予防活動--制度と実務 1~11-- 警察研究 (11: 40(4) [1969], 10: 39(9) [1968], 9: 39(4) [1968], 8: 39(1) [1968], 7: 38(8) [1967], 6: 38(7) [1967], 5: 38(5) [1967], 4: 37(12) [1966], 3: 37(11) [1966], 2: 37(9) [1966], 1: 37(7) [1966])

—— 1963 少年法の動き--ソビエトにおける刑罰観の変遷と少年犯罪対策 警察学論集 16(2)

—— 1964 ソ連邦犯罪科学研究所の発足 ジュリスト 通号 291

—— 1960 ソヴェトの少年犯罪対策-2- 警察研究 31(1)

—— 1959 ソヴェトの少年犯罪対策-1- 警察研究

30(10)

—— 1958 ソヴェトにおける少年犯罪対策 法律のひろば 11(4)

中山研一 1979 ロシアとソ連の犯罪統計--一九二九年までの犯罪の推移 法学論叢 104(5)

野村進 1999 ソ連崩壊以降におけるロシア犯罪動向の中期的統計分析(その2) 海外事情研究所報告 拓殖大学海外事情研究所 通号 33

佐藤健二 2003 「質的データ」論の位相—社会調査史からみた社会学史研究の一側面— 社会学史研究 第25号

'Социология в России', Под ред. Ядова В.А. Институт социологии РАН,-М.,1998 (Ijadov B.A.編 1998 『ロシアの社会学』)

Sutton R.C. 1984 'Crime and social change in Russia after the great reforms: laws, courts, and criminals 1874-1894', University Microfilms International

平英美, 中川伸俊編 2000『構築主義の社会学: 論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社

上田寛 1992 ソ連における組織犯罪の研究 学術月報 日本学術振興会/日本学術振興会編 45(8)

—— 1990 ソビエト社会における社会的逸脱行動 立命館法學 立命館大学法学会/立命館大学法学会編 209号

Ueda K. 1989 'Prestupnost i kriminologija v sovremennoi Japonii' perevod s iaponskogo, O.A. Belivskoi ; pod obshchei redaktsiei i s vstupilnoi statei, N.F. Kuznetsovoi i V.N. Eremina. Moskva. Progress. (上田寛 1989 『現代日本における犯罪と犯罪学』プログレス出版)

上野達彦 2000『ロシアの社会病理: 体制転換期の罪と社会』敬文堂

—— 2001 ロシアの青少年と犯罪 ユーラシア研究 特集: ロシアの青少年問題 第24号

Vold G.B., Bernard T.J., 1985 'Theoretical criminology' (ヴォールド G.B.バーナー T.J., 1990 『犯罪学—理論的考察—』平野, 岩井訳 東京大学出版会)